

令和3年御嵩町議会第3回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和3年7月21日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和3年7月21日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第32号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
 - 議案第33号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第34号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第35号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第36号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第37号 工事請負契約の締結について
 - 議長辞職の件
 - 議長の選挙
 - 副議長辞職の件
 - 副議長の選挙
 - 常任委員会委員の選任
 - 議会運営委員会委員の選任
 - 議会報編集委員会委員の選任
 - 可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦
 - 可児川防災等ため池組合議会議員の推薦
 - 可茂消防事務組合議会議員の選挙

議事日程第1号

令和3年7月21日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案理由の説明 6件

議案第32号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第33号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第34号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案の審議及び採決 6件

議案第32号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第33号 令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第34号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 工事請負契約の締結について

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

日程第7 議会報編集委員会委員の選任

日程第8 議員派遣の件

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

追加議事日程

- 日程第1 議長辞職の件
日程第2 議長の選挙
日程第3 副議長辞職の件
日程第4 副議長の選挙
日程第5 可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦
日程第6 可児川防災等ため池組合議会議員の推薦
日程第7 可茂消防事務組合議会議員の選挙
-

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	建設課長 中村 治彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。したがって、令和3年御嵩町議会第3回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですのでお願いします。

招集者、渡邊町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

暑い中、第3回臨時議会を招集させていただきました。早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の案件は、補正予算関係2件、条例関係3件、契約1件であります。またその後、御嵩町議会の人事案件があるということでもありますので、皆さんにとっては非常にますます暑い夏になるかと思いますが、慎重なる審議の上のお答えを出していただくと期待をしております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、7月16日の議会運営委員会で本日1日と決めていただ

きました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提出されました議案第32号から議案第37号までの6件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件6件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、補正予算を行います。

議案第32号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、議案第32号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に127万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億2,101万9,000円とする旨、規定しています。

歳入の補正について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整です。

以上が歳入の説明となります。

続いて、歳出を御説明いたします。

6ページを御覧ください。

款02総務費の目17新型コロナウイルス感染症対策費、節17備品購入費は、投票所での投票用紙交付時における接触の機会を減らし、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、投票用紙自動交付機を2台購入するものです。

続きまして、款 08 土木費の目 02 河川維持費、節 11 役務費は、前沢地内の河川における不法投棄廃棄物の処理、撤去の手数料となります。

以上で、議案第 32 号の説明を終わらせていただきます。

議長（高山由行君）

議案第 33 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

おはようございます。

それでは、議案第 33 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入のみで、歳入予算の補正はございません。歳入歳出予算の総額に変更はございません。

明細について説明をさせていただきます。

4 ページをお願いいたします。

款 04 保健事業費、特定審査後の特定保健指導についてですが、新型コロナウイルス感染症対策対応などで保健師などの人員が不足すること、また健診指導に実績のある事業所の指導により違った視点での指導効果が期待できることから、委託とするため、125 万 4,000 円の増額となります。

款 07 予備費は、歳入歳出予算額の調整により 125 万 4,000 円の減額となります。

以上で、議案第 33 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

次に、条例関係等を行います。

議案第 34 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 2 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第 34 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御

説明申し上げます。

改正条例案は議案つづりの2ページのとおりですが、資料にて御説明申し上げますので、資料つづりの1ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

改正の概要としましては、デジタル庁設置法の制定により情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることに伴い、通知先を総務大臣から内閣総理大臣に変更するもの、また根拠法令の条文番号の変更に伴い、引用条文を変更するものです。

施行日は、附則におきまして、令和3年9月1日からの適用を規定しています。

2ページ以降の新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

続きまして、議案第35号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

こちら資料にて御説明申し上げますので、資料つづりの3ページをお願いいたします。

今回の条例改正の趣旨としましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものです。

改正の概要としましては、根拠法令の条文番号に1号新たに追加されることに伴い、引用条文を変更するものです。

施行日は、附則におきまして、令和3年9月1日からの適用を規定しております。

4ページ以降の新旧対照表につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第35号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第36号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 石原昭治君。

住民環境課長（石原昭治君）

それでは、議案第36号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案つづりでは4ページですが、説明は資料つづりで説明しますので、資料つづりの6ページをお願いします。

改正趣旨としまして、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関

係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードを発行する主体を地方公共団体情報システム、いわゆる J-LIS 化することが明確化され、J-LIS が個人番号カードの再発行手数料を徴収することになったため、これを定めた御嵩町手数料条例を改正するものです。

改正概要としまして、現在個人番号カード再発行の主体は市町村となっており、再交付には 1 枚 800 円の手数料を徴収することになっています。この法律の改正により、令和 3 年 9 月 1 日より個人番号カードの発行主体が J-LIS とすることが明確化されるとともに、J-LIS が当該手数料の徴収事務を市町村に委託することができる旨の規定が新設されました。これにより、市町村と J-LIS との委託契約を根拠に徴収することになり、この規定を削除する改正を行うものです。

施行日は、令和 3 年 9 月 1 日からです。

次の 7 ページには、条例改正に伴う新旧対照表を掲載しており、削除により以降の項目が繰り上がりとなります。

以上で、議案第 36 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 37 号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 早川均君。

亜炭鉱廃坑対策室長（早川 均君）

おはようございます。

それでは、議案第 37 号 工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

議案つづりの 5 ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、令和 3 年度特定鉱害復旧事業、長瀬洞地区復旧工事です。契約の方法は、指名競争入札です。3. 契約金額は、7,997 万円です。4. 契約の相手方は、株式会社三和木です。

続いて、資料つづりの 12 ページをお願いいたします。

こちらには、工事請負仮契約書の写しを添付しております。

工期は、令和 4 年 3 月 18 日までとしております。

次の 13 ページには、入札執行結果公表一覧表を載せております。

続いて、14 ページをお願いいたします。

工事の対象箇所を示した資料を掲載しております。

今回の復旧工事の場所は御嵩町中地内で、昨年、令和2年10月に亜炭鉱廃坑を原因とする陥没被害のありました長瀬洞地内の私有地と道路でございます。

左下の枠内を御覧ください。

工事の概要を記載しております。

陥没による被害がありました家屋、車庫、倉庫の復旧のほか、地盤改良、町道の復旧などを行う予定であります。

以上で、議案第37号 工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は9時半といたします。

午前9時19分 休憩

午前9時30分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第32号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

どうも、おはようございます。

ちょっとお聞きしますけれども、補正予算で土木費、河川費、手数料65万円の補正なんですけれども、これは不法投棄の処理費ということなんですけれども、これは本来町が金を出さなきゃいけないものなのではないかということ、この前少し聞いたんですけれども、投棄された内容とか処理しなければならないという量、これをちょっとお聞かせください。お願いします。

議長（高山由行君）

建設課長 中村治彦君。

建設課長（中村治彦君）

それでは、福井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは、経緯のほうから御説明申し上げますと、先月6月23日に近隣の土地所有者の方から第1報が住民環境課のほうに入りました。場所は、御存じかもしれませんが、前沢ダム北東に位置する普通河川、建設課が管理する河川となります。可児警察署、住民環境課、河川管理者の建設課にて確認しましたところ、大量の土砂とともに建築資材、飲食類のごみ、タイヤ、テレビ等が河川に捨てられていることを確認しました。おおむね大型ダンプ2車分ぐらい、18トンぐらいかと思っております。

6月29日に可児警察署のほうから残留物について投棄者の追跡は困難であるということの確認した旨が御嵩町のほうに入りました。管理者である御嵩町で処理するということになりました。

御指摘のとおり、原因者、つまり加害者がこういったものは負担するものでございますが、原因者が特定できないということで、管理者である御嵩町、河川の原状復旧のためにも処理することとなり、今回補正予算にて対応することをお願いするものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

すみません。それだったら、捨てた人が分からないということみたいですが、今後こういう不法投棄が起こる場合が出てくると思うんですけども、それを未然に防ぐ対策なんかを考えてみえるかどうか。これどっちかな、建設課長なのか民生部長なのか分からないけれども、お答えください。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

建設課長 中村治彦君。

建設課長（中村治彦君）

それでは、今回のケースとしましては、抑止策としてトラ柵やロープを張って対応をしました。ただ、これにも限界があると考えています。不法投棄のパトロールという観点で申し上げれば、住民環境課が所管するかと思いますが、道路管理者、河川管理者としては、道路パトロールを毎月2回実施しております。道路等の損傷はもとより、不法投棄などもチェックして

いるということで、広く監視はしているつもりではございます。しかしながら、今回の不法投棄の現場のように狭小な道路、比較的通行量の少ないところ、人のあまり入らないような場所については、どうしても目が行き届かないということがあるのも実態でございます。今回のように地元の方の通報に頼らざるを得ないということは否めないところであることは、どうか御了解願いたいと思います。以上でございます。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 32 号 令和 3 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 33 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

保健事業費に特定健診費、事業費ということで 125 万 4,000 円が、財源全て一般財源からと
なっているんですけども、私議員になってから、こういうものは国とか県からの補助とか、
そういうのがないかどうか、また町からの繰入金も全てゼロということですが、その辺の基準
というか事情を教えてください。お願いします。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、ただいまの福井議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の保健指導につきまして、県負担金がございますが、こちらにつきましては実施結果により負担金が確定するということで、今回まだ確定していないところから、確定後に一般会計繰入金などの県負担金等を精算させていただいておりますので、当初は一般財源で全て充てるということになっております。

以上で終わります。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 33 号 令和 3 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 34 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 34 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 35 号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 35 号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 36 号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 36 号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 37 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

ちょっとお聞きしますけれども、三和木という会社なんですけれども、これ昔からよく存じ上げておるんですけれども、ここって建築会社ですよ。これを見る限り、鉾害復旧工事とか、地盤改良とか、町道の復旧とか舗装復旧、こういうふうになっておるんですけれども、これ三和木できるんですかねという、どこかに頼むのかもしれないんですけど、そこら辺のことを聞いているんなら、ちょっと教えてください。

議長（高山由行君）

亜炭鉱廃坑対策室長 早川均君。

亜炭鉱廃坑対策室長（早川 均君）

それでは、福井議員の御質問にお答えさせていただきます。

株式会社三和木につきましては、議員おっしゃるとおり主に建築を主としておられるということでございますけれども、新築に伴います外構とか土工とかもやっておられるということを知っておりますので、今回発注させていただいた工事につきましては、適正にやっていると承っております。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 37 号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は 10 時とします。

午前 9 時 42 分 休憩

午前 10 時 00 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

早川亜炭鉱廃坑対策室長、石原住民環境課長、大久保保険長寿課長及び中村建設課長につきましては、公務のため退席するとの申出がありましたので、これを許可します。

ただいま副議長に議長の辞職願を提出しましたので、御審議していただきたいと思っております。

ただいまから、副議長に議長の職をお願いいたします。

〔議長 自席へ、副議長 議長席に着席〕

副議長（大沢まり子君）

それでは、ただいまより地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいま高山由行君から議長の辞職願が提出をされました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程の配付をお願いいたします。

〔追加日程配付〕

議長辞職の件

副議長（大沢まり子君）

追加日程第 1、議長辞職の件を議題といたします。

それでは、ここで地方自治法第 117 条の規定により高山由行君の退席を求めます。

〔13 番 高山由行君 退場〕

ここで議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、朗読させていただきます。

令和 3 年 7 月 21 日

御嵩町議会副議長様

御嵩町議会議長

高 山 由 行

辞 職 願

このたび都合により議長を令和 3 年 7 月 21 日付で辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

副議長（大沢まり子君）

お諮りします。ただいま願いのありました高山由行君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、高山由行君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高山由行君の入場・復席をお願いいたします。

〔13番 高山由行君 入場・着席〕

ここで暫時休憩といたします。再開予定時刻は10時15分といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時15分 再開

副議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

お諮りいたします。ただいま議長が欠けていますので、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程の配付をお願いします。

〔追加日程配付〕

議長の選挙

副議長（大沢まり子君）

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票により行うことに決定いたしました。

ただいまより議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 清水亮太君、2 番 福井俊雄君、3 番 奥村悟君の 3 名を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「配付漏れなし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

投票箱の点検は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長、議席順に点呼→投票〕

投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。立会人に 1 番 清水亮太君、2 番 福井俊雄君、3 番 奥村悟君は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

それでは、議長選挙の結果を報告いたします。

投票総数は 11 票であります。これは出席議員数に符合しております。有効投票 11 票です。

有効投票のうち、高山由行議員 7 票、谷口鈴男議員 4 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票率は 3 票です。したがって、高山由行君が当選をされました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました高山由行君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選されたことを告知します。

ここで新議長の挨拶をお願いします。

それでは、高山由行君、お願いいたします。

新議長（高山由行君）

ただいま選挙におきまして、続投してもよいというお示しをいただきました。

この2年間、コロナ禍ではありますが、微力ながら皆さんの力を得て、一生懸命やってきたつもりではあります。それを評価していただいたと自分では思っています。だけれども、それを全てコロナの関係で片づけするのは議会としていかななものかとも思っています。コロナ禍であっても、また御嵩町議会として議会改革を進め、私がマニフェストで言っております基本条例をもう少し皆さんでかみしめながら議員活動、議会活動を発展していきたいと思っています。

御嵩町では今、大きな問題が幾つもあります。亜炭廃坑は3年、4年めどが立ちましたが、庁舎の問題、それとリニアの問題、町長はじめ執行部の方は大変悩んでおられます。その悩みを、私たちも選挙で御嵩町民から信任された議員として、議会として、一緒になって、共に考えながら歩んでいきたいと思っています。

この2年、皆さんの力添えがなければ御嵩町議会も発展しないと思っています。今の投票結果はあれですけど、ぜひ私に力を与えていただきまして、皆さんと共に11人で御嵩町議会を発展させていきましょう。よろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

副議長（大沢まり子君）

これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、新議長が誕生いたしましたので交代させていただきます。

高山由行議長、議長席にお座りください。

〔副議長 自席へ、新議長 議長席に着席〕

議長（高山由行君）

再度議長を務めさせていただきます高山です。よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。10時50分より再開いたします。よろしくお願いいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

ただいま大沢まり子さんより、休憩の間に副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすること

に決定いたしました。

追加日程の配付をお願いします。

[追加日程配付]

副議長辞職の件

議長（高山由行君）

追加日程第3、副議長の辞職の件を議題といたします。

それでは、ここで地方自治法第117条の規定により大沢まり子さんの退席を求めます。

[10番 大沢まり子君 退場]

ここで議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、朗読をさせていただきます。

令和3年7月21日

御嵩町議会議長様

御嵩町議会副議長

大 沢 まり子

辞 職 願

このたび都合により副議長を令和3年7月21日付で辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。

以上です。

議長（高山由行君）

お諮りします。ただいま願いのありました大沢まり子さんの副議長の辞職を許可することに
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、大沢まり子さんの副議長の辞職を許可することに決定い
たしました。

大沢まり子さんの入場・復席をお願いします。

[10番 大沢まり子君 入場・着席]

お諮りします。ただいま副議長が欠けていますので、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに

選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程の配付をお願いします。

〔追加日程配付〕

副議長の選挙

議長（高山由行君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長選挙は投票により行うことに決定しました。

ただいまより副議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 安藤信治君、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの3名を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席の番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長、議席順に点呼→投票〕

投票が終わりました。投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

ただいまから開票を行います。立会人 5 番 安藤信治君、6 番 伏屋光幸君、7 番 安藤雅子さんは開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

それでは、副議長選挙の結果を報告します。

投票総数は 11 票であります。これは出席議員数に符合しております。有効投票 11 票。

有効投票のうち、山田儀雄議員 7 票、福井俊雄議員 4 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、山田儀雄君が当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました山田儀雄君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選されたことを告知します。

ここで新副議長の挨拶をお願いします。

それでは、山田儀雄君、お願いします。

新副議長（山田儀雄君）

ただいまは副議長に選出していただきまして、ありがとうございました。

私どもの任期もあと 2 年ということでもありますけれども、2 年間のうちには、先ほど高山議長がおっしゃったように庁舎の問題、リニアの問題、リニアも先日期成同盟会によって適切な残土処分というような決議をされたようです。それと名鉄広見線、これも 1 年間の猶予はありますけれども、待ったなしの状態で答えを出していかなきゃならないということがあります。

私は高山議長を支え、2 年間副議長の職務を全うしていきたい、こんなふうに思っています。よろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

議長（高山由行君）

それでは、ここで前副議長の大沢まり子さんより退任の挨拶をお願いします。

前副議長（大沢まり子君）

このようなお時間をいただきまして、ありがとうございます。

前加藤副議長の残任期間でございましたけれども、高山議長とともに全うさせていただきました。皆様方の数々の御協力、誠にありがとうございました。また、今回交代されましたので、山田副議長に一任をいたしまして、残りのまた 2 年間、しっかりと議員としての活動を行って

いきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。（拍手）

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩といたします。

なお、議員の皆さんは11時20分より第1委員会室にて議員全員協議会を行いますので、参集をお願いします。再開予定時刻は午後1時とします。

午前11時10分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

寺本副町長から退席の申出がありましたので、これを許可します。

常任委員会委員の選任

議長（高山由行君）

日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員会委員の任期が7月28日をもって満了となりますので、各常任委員会の委員の選任を行います。

ここで事務局に選任名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

お諮りします。常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっております。ただいまお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、各常任委員会委員が選任されましたので、ここで常任委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いします。

また、議会報編集委員につきましても、各常任委員会より1名、併せて選出してくださるようお願いいたします。

会議の部屋につきましては、総務建設産業常任委員会は第1委員会室、民生文教常任委員会は第2委員会室でお願いします。各常任委員会の進行は、委員長が決定されるまで年長の委員

が臨時委員長として進行をお願いします。

ここで暫時休憩をします。再開予定時刻は、会議を約 20 分見ておりますので、午後 1 時 20 分に取りあえずしておきます。延びた場合は、それによって延ばしますので、よろしくお願ひします。

午後 1 時 03 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

高木教育長から退席の申出がありましたので、これを許可します。

各常任委員会から委員長及び副委員長選任の報告がありましたので、事務局長に発表させます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、発表させていただきます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男議員、副委員長 清水亮太議員。

続きまして、民生文教常任委員会委員長 大沢まり子議員、副委員長 奥村悟議員。

以上です。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。第 1 委員会室におきまして議員全員協議会を行いますので、御参集ください。時間は約 20 分、再開予定時刻は 13 時 50 分とします。

午後 1 時 31 分 休憩

午後 1 時 50 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議会運営委員会委員の選任

議長（高山由行君）

日程第 6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の任期が 7 月 28 日をもって満了となりますので、議会運営委員会委員の選任を行います。

ここで事務局に選任名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

お諮りします。議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることになっております。ただいまお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会報編集委員会委員の選任

議長（高山由行君）

日程第7、議会報編集委員会委員の選任を行います。

議会報編集委員会委員の任期が7月28日をもって満了となりますので、議会報編集委員会の委員の選任を行います。

ここで事務局に選任名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

お諮りします。議会報発行に関する条例第3条第3項の規定により、議長が各常任委員会から1名と、ほかに1名を議会に諮り指名することになっております。ただいまお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会報編集委員会の委員は、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会委員と議会報編集委員会委員が選任されましたので、それぞれ委員会を開催していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。

会議の部屋につきましては、議会運営委員会は第1委員会室、議会報編集委員会は第2委員会室でお願いします。

各委員会の進行は、委員長が決定されるまで年長の委員が臨時委員長として進行をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。予定再開時刻は14時15分とします。

午後1時53分 休憩

午後2時15分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議会運営委員会、議会報編集委員会から委員長及び副委員長選任の報告がありましたので、事務局長に発表させます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、発表させていただきます。

議会運営委員会委員長 岡本隆子議員、副委員長 安藤雅子議員。

続きまして、議会報編集委員会委員長 奥村悟議員、副委員長 安藤雅子議員。

以上です。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。第1委員会室におきまして議員全員協議会を行いますので、御参集ください。再開予定時刻は14時30分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

先ほど、私、高山由行と安藤雅子さん、伏屋光幸君、奥村悟君、福井俊雄君から可児市・御嵩町中学校組合議会議員を辞職したい旨の届出がありましたので、ここで日程を追加し、可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦を行います。

追加日程の配付をお願いします。

[追加日程配付]

可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦

議長（高山由行君）

追加日程第5、可児市・御嵩町中学校組合議会議員の推薦を行います。

可児市・御嵩町中学校組合議会議員につきましては、組合規約により議長が推薦した者をもって充てることになっております。

慣例によりますと、議長、民生文教常任委員長、副委員長、伏見地区議員となっておりますので、私、高山由行と大沢まり子さん、伏屋光幸君、奥村悟君、福井俊雄君の5名を推薦します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、私、高山由行と大沢まり子さん、伏屋光幸君、奥村悟君、福井俊雄君を可児市・御嵩町中学校組合議員に決定しました。

続いて、私、高山由行と大沢まり子さんから、先ほどの正・副議長の辞職の件の際、可児川防災等ため池組合議会議員を辞職したい旨の届出をしておりますので、ここで日程を追加し、可児川防災等ため池組合議会議員の推薦を行います。

追加日程の配付をお願いします。

〔追加日程配付〕

可児川防災等ため池組合議会議員の推薦

議長（高山由行君）

追加日程第6、可児川防災等ため池組合議会議員の推薦を行います。

可児川防災等ため池組合議会議員につきましては、組合規約により議長が推薦した者をもって充てることになっております。

慣例によりますと、議長、副議長が組合議員になっておりますので、私、高山由行と山田儀雄君を推薦します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、私、高山由行と山田儀雄君が可児川防災等ため池組合議会議員に決定いたしました。

続きまして、私、高山由行から、先ほどの議長の辞職の件の際、可茂消防事務組合議会議員を辞職したい旨の届出をしておりますので、日程を追加し、可茂消防事務組合議会議員の選挙を行います。

追加日程の配付をお願いします。

〔追加日程配付〕

可茂消防事務組合議会議員の選挙

議長（高山由行君）

追加日程第7、可茂消防事務組合議会議員の選挙を行います。

可茂消防事務組合議会議員につきましては、組合規約により議会の代表者となっております。

お諮りします。選挙の方法は、慣例により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

慣例により議長が代表者になっていますので、私、高山由行を指名し、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、可茂消防事務組合議会議員は私、高山由行を当選することに決定いたしました。

議員派遣の件

議長（高山由行君）

日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり地方自治法第100条第13項及び御嵩町議会会議規則第127条の規定により、令和3年7月28日から29日に開催する「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」に奥村悟議員を、令和3年8月26日から27日に開催する「住民とのコミュニケーション～対話と発信力の向上～」に安藤雅子議員、岡本隆子議員、私、高山由行の3名を派遣します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長時間にわたりまして、本議会御苦労さまでございました。

まずは、私どもが提案させていただきました議案、議了していただきましたことをお礼申し上げます。ありがとうございます。

また気分も新たに、御嵩町の慣例として2年で議長、副議長、またその他委員会構成等々については代わっていくということで、これは長年守られている慣例でありますけれど、新たに2年が過ぎ、後半の2年を新しい体制でお迎えになるということになりました。高山議長続投ということで、非常に丸く収まったかなというように思っております。それぞれいろんな役を担われたわけでありますので、また今後ともよろしく願いいたします。

今日、午後からは副町長がワクチン接種ということで休ませていただいたということであります。

熱海市のああした大災害といいますか、人為的な可能性が高いというものでありますけれども、今回の臨時議会で本来ならお悔やみを申し上げなければいけないところであります。本当に大変なことが起きたと思っております。命をなくされた方、心からお悔やみ申し上げますし、まだ全て片づいておりませんので、一日も早く終了を見ることができれば多少は心も安らぐのかなと思っております。またそれをお祈り申し上げます。

そのときにやっぱり思ったんですが、首長、副のほうもそうですけれども、やはりワクチン接種というのは早めにやったほうがいいなとつくづく思いました。私はコロナ感染症の対策本部長でありますし、ああいう災害が起きたときには、災害対策本部長になるということでもありますので、もしコロナに感染していたとしたら、とてもじゃないけれど、体制として即断即決ができるということにはならないと。また私がもし感染すれば、もし副町長が感染すれば、両方とも濃厚接触者になりますので、代わりばんこにやろうかというわけにもいきませんので、これはやはり当初メディアが大騒ぎしたんですけれど、強い意志を持って早めに打つべきだったなということは思っております。結果的に、私は来週2回目をやっとなんだけれど、感

染の確立が下がるということでもありますので、大変ありがたいんですけど、生活そのものはあまり変えないようにしていきたいというふうに思います。議員の皆さんも接種の終わった方もあるでしょうし、これからの方もあると思いますけれど、やはり今年いっぱいぐらいは生活スタイルを崩すわけにはいかないんだという状況は続くんであろうと思っております。全くないという時代はもう来ないと思いますけれど、コロナをある意味乗り越えていけたと思える時期が来てほしいなということを願っております。

オリンピックが始まります。暑くもなりました。ぜひ健康に留意されまして、このばか暑い夏を過ごしていただき、9月定例会では決算審査も控えておりますので、健康で全員集合していただけるとありがたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして、令和3年御嵩町議会第3回臨時会を閉会します。長丁場御苦労さまでございました。

午後2時43分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長

議 会 新 議 長 高 山 由 行

議 会 副 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 福 井 俊 雄